

定 款

株式会社 環境管理センター
(2017年9月26日)

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社環境管理センターと称し、英文では ENVIRONMENTAL CONTROL CENTER CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 計量法に基づく環境計量業務
- (2) 測量および地質に係わる調査・解析
- (3) 土木建築の請負および設計・施工
- (4) 環境汚染物質の除去およびこれらに関するコンサルティング
- (5) 建設コンサルタント業および環境コンサルティング業務
- (6) 自然環境および生活環境を主体とする環境に係わる調査・解析
- (7) 資源およびエネルギーの有効利用に係わる調査・解析・コンサルティング業務
- (8) 公害防止・環境保全・衛生設備に係わる施設・装置・機器および用具の設計・施工・製作・売買・修理・賃貸借
- (9) 快適環境の創造に係わる企画・設計・実施ならびにコンサルティング
- (10) 産業廃棄物・一般廃棄物の処理・処分に係わる調査・分析およびコンサルティングならびに関連施設の機能検査
- (11) 産業廃棄物の収集および運搬
- (12) 労働安全衛生法に基づく作業環境の測定ならびにコンサルティング
- (13) ビル管理法に基づく測定ならびにコンサルティング
- (14) 食品および飲料水の分析
- (15) 化学物質・医薬品・動物薬品および農薬等の分析ならびに解析
- (16) 上記1号より15号に関連する各種研究の受託
- (17) 環境に係わる刊行物の出版・セミナーの開催および講師の派遣
- (18) 環境に係わる業務に対する技術者の派遣
- (19) 公害防止・環境保全・衛生設備に係わる機器・用具・用品の企画・製造・売買・修理・賃貸借・輸出入
- (20) 公害防止・環境保全・衛生設備に係わる化学薬品の売買・輸出入
- (21) 公害防止・環境保全・衛生設備に係わる実験小動物・植物・微生物の飼育・栽培・培養・売買・輸出入
- (22) 建設用機械および荷役運搬用機械設備の設計・製作・売買・修理・賃貸借・輸出入
- (23) 不動産に関する企画・販売・販売代理・仲介・鑑定・コンサルティング
- (24) インターネットおよびその他通信網を利用した情報提供・情報処理サービス
- (25) コンピュータソフトウェアの設計・開発・販売・システムコンサルティング、コンピュータハードウェアの販売・保守管理
- (26) 労働者派遣事業
- (27) 古物売買業
- (28) 農産物の生産・加工・販売

- (29) 農業に係る検査・測定・コンサルティング・試験栽培・研究
- (30) 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都八王子市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、15,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予

約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集の時期および開催場所)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

2 当会社の株主総会は、東京都内において開催する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下「監査等委員でない取締役」という。）は、7名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

（取締役の選任方法）

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別してしなければならない。

3 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

4 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の解任方法）

第20条 取締役は、株主総会において解任する。

2 監査等委員でない取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 監査等委員である取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（任期）

第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会終了後、2年後の定時株主総会開始の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第22条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

（取締役会の招集通知）

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合について、当該提案につき取締役（当該提案について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

2 会社法第361条第1項各号に掲げる事項は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して定めなければならない。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役又は使用人である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第30条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

2 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の権限)

第31条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集通知)

- 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

- 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

- 第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

- 第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

- 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

- 第37条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

- 第38条 当会社の剰余金の配当等、会社法第459号第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。
- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。
- 3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭には利息をつけない。

以 上

改 正 昭和50年 8月28日
昭和54年 1月10日
昭和61年 3月20日
昭和61年 6月23日
平成 2年11月16日
平成 3年 6月28日
平成 6年 6月29日
平成 7年 6月29日
平成 8年 6月27日
平成 9年 6月26日
平成11年 6月24日
平成13年 6月27日
平成14年 4月 1日
平成14年 6月25日
平成15年 6月26日
平成16年 6月24日
平成17年 6月23日
平成18年 6月27日
平成21年 6月25日
平成24年 6月26日
平成25年 6月25日
平成26年 6月24日
平成27年 9月29日
平成29年 9月26日

以 上